

年末年始における学生の行動制限について

令和4年12月12日

理事（学生・国際担当）

学生の皆さんが年末年始を迎えるにあたり、現在お知らせしている「学生の行動制限について」を厳守するように改めてお願いします。

地元の高齢の親族との会食、同窓会や新年会、成人式など多くの人と接触が増える以下の期間においては、下記の事項に特に留意し、慎重な行動を心掛けてください。

【対象期間：令和4年12月24日（土）～令和5年1月15日（日）】

- 1 感染予防に努めること。
 - ① マスクの着用、手洗い消毒、3密回避の徹底
 - ② 「長崎大学健康管理システム」による自らの健康状態の把握
- 2 冬季休業中でも陽性者となった場合は、所属学部・研究科へ報告すること。
令和4年12月23日（金）17時30分～令和5年1月4日（水）8時45分の期間中に新型コロナウイルス陽性が判明した場合は、所属学部・研究科の学務担当にメールで報告すること。
- 3 今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、行動制限を変更（強化）する場合がありますので、大学からの通知を確認し慎重に行動すること。

なお、文部科学省から、年末年始期間中に帰省する場合は、帰省前及び帰省先から戻った際に、検査を受けていただくよう呼びかけがありましたので、必要に応じて無料の検査拠点を活用してください。